

令和4年12月定例教育委員会  
議案説明資料

---

議案 3件  
計 3件

番号	議案第28号	担当	教育総務部文化財課
議案名	松原市文化財保護審議会委員の委嘱について		
説明	<p>松原市文化財保護条例第48条第3項の規定に基づき、松原市文化財保護審議会委員について、新たに松原市文化財保護審議会委員を委嘱するものです。</p> <p>なお、任期は令和5年1月1日から令和6年12月31日までの2年間となります。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。		

松原市文化財保護審議会委員名簿（案）

任期（現任）：令和6年10月31日まで  
任期（新任）：令和6年12月31日まで

番号	氏名	役職又は所属	選任区分	部門
1	ありさか みちこ 有坂 道子	京都橘大学 文学部 教授	文化財に関する識見及び経験を有する者	歴史 (古文書)
2	うえまつ きよし 植松 清志	大阪教育大学 非常勤講師 (元) 大阪人間科学大学 人間科学部 教授		建築 (民家)
3	かどわき むつみ <u>門脇 むつみ</u>	大阪大学大学院 人文学研究科 准教授		美術工芸 (絵画)
4	さがわ しんいち <u>狭川 真一</u>	大阪大谷大学 文学部 教授		考古・民俗
5	なかい ひとし 中井 均	滋賀県立大学 人間文化学部 名誉教授		考古
6	にしだ たかし 西田 孝司	松原市社会教育委員長 大阪府文化財愛護推進委員		地域史
7	はせ よういち 長谷 洋一	関西大学 文学部 教授		美術工芸 (彫刻)
8	やがさき ぜんたろう 矢ヶ崎 善太郎	大阪電気通信大学 工学部 教授		建築 (社寺)

※氏名に下線のある者が新任の委員。他は令和4年 11月1日付で委嘱された現任の委員。

○松原市文化財保護条例（抜粋）

平成 18 年 3 月 31 日条例第 9 号

第 7 章 松原市文化財保護審議会

（設置）

第 47 条 法第 190 条第 1 項の規定により市の区域内に存する文化財の保護及び活用について、委員会の諮問に応じ、意見を述べるため、松原市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第 48 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 3 委員及び特別委員は、文化財に関する識見及び経験を有する者のうちから委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときに退任するものとする。

○文化財保護法（抜粋）

発令：昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号

改正内容：令和 4 年 6 月 17 日号外法律第 68 号[令和 4 年 6 月 17 日]

（地方文化財保護審議会）

第 190 条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関する優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項について当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

番号	議案第29号	担当	学校教育部教職員課
議案名	松原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について		
説明	<p>国家公務員法及び地方公務員法等が改正され、定年が65歳に段階的に引き上げられることとなり、新たに定年前再任用短時間勤務制度を導入するものです。</p> <p>また、現行の再任用制度の廃止に伴い、令和5年度から令和13年度までの間、現行の再任用制度と同内容の暫定再任用制度を設けるため、本規則において所要の改正を行うものです。</p>		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 令和5年4月1日		

松原市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

改正後	改正前	趣旨
(勤務時間の割振り)  第2条 条例第3条第2項の規定により、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間(休憩時間を除く。)とする。ただし、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内(休憩時間を除く。)で、別に定める時間の割振りとする。 2・3 (略)	(勤務時間の割振り)  第2条 条例第3条第2項の規定により、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの7時間(休憩時間を除く。)とする。ただし、育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時までの範囲内(休憩時間を除く。)で、別に定める時間の割振りとする。	
(休憩時間)  第4条 条例第5条第1項本文に規定する休憩時間は、校長が、午前11時から午後2時までの間(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、午前11時から午後2時までの範囲内で別に定める時間内)に置くものとする。ただし、学校運営上必要があると認められる場合は、他の時間に変えることができる。	(休憩時間)  第4条 条例第5条第1項本文に規定する休憩時間は、校長が、午前11時から午後2時までの間(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、午前11時から午後2時までの範囲内にあっては、午前11時から午後2時までの範囲内で別に定める時間内)に置くものとする。ただし、学校運営上必要があると認められる場合は、他の時間に変えることができる。	

番号	議案第30号	担当	市民協働部いきがい学習課
議案名	第2次松原市子ども読書活動推進計画の策定について		
説明	第2次松原市子ども読書活動推進計画の策定に際し、パブリックコメントを実施し、松原市民図書館協議会での協議を経て、第2次松原市子ども読書活動推進計画（案）を作成しましたので、議案として提出するものです。		
施行期日等	※条例・規則等、施行期日等がある場合のみ記入。 定例教育委員会承認後		